

民間企業から採用された常勤職員の皆様へ

はじめに

国家公務員には再就職等規制（求職活動規制、あつせん規制、働きかけ規制）があることを御存じですか？

任期付職員の皆様は、任期満了後に民間企業等へ再就職するため、在職中に転職活動を行うことをお考えの方も多いかと思えます。（以下、法令の用語に従い、「転職活動」を「求職活動」（→次頁Q1）と表記します。）

任期付職員や官民人事交流で採用された職員にも、常勤の一般職国家公務員として、再就職等規制は適用されません。そのため本リーフレットは、そのような方々を対象に、特に求職活動規制に関するルールについて御理解いただくことを目的として作成しています。

国家公務員の在職中に行う求職活動は、一律に禁止されているわけではありません。ただし、公務の公正性やそれに対する国民の信頼を損なうことのないよう、国家公務員法により、一定の規制が課せられています。

まずは、次のフローを用いて、御自身の求職活動が規制の対象となるか確認してみましょう！

あなたのその求職活動は規制の対象？【チェック用フロー】

前提：本規制は**在職中**（※1）に求職活動を行う、**常勤**（※2）の職員が対象です。

（※1）国家公務員に採用される前に再就職の約束をしてきている場合や離職後の求職活動は規制の**対象外**（→3頁ワンポイント）

（※2）非常勤職員（定年前再任用又は暫定再任用の短時間勤務の官職を占める職員以外）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員は、規制の**対象外**

本省課長補佐級以上に相当する職員(→次頁Q2)である



YES

NO



本省係長級以下は規制の対象ではありませんので、そのまま求職活動が行えます。（※3）

求職活動を行おうとする営利企業等が、求職時点の御自身の職務との関係で、「**利害関係企業等**」（→次頁Q3）に該当する



YES

NO



利害関係企業等に該当しない場合は規制の対象外ですので、そのまま求職活動が行えます。（※3）

規制の対象です。

利害関係企業等への求職活動を行うためには、**内閣府の再就職等監視委員会の承認が必要**です(→次頁Q4)。申請方法等については、所属省庁の人事担当者に相談してください。

(審査には一定の時間を要します。なるべく早く御相談ください。)

(※3) 求職活動の結果、再就職の約束をした場合には、「在職中の約束の届出」を行ってください(役職問わず)。また、管理職職員であったことがある国家公務員OBは、離職後2年間、再就職先に応じて「離職後の事前届出」又は「離職後の事後届出」を行ってください。届出義務の詳細については、最終ページで御案内している詳細パンフレットを御確認ください。

次頁以降で、用語の解説やよくある質問について掲載しています。
是非御一読ください。

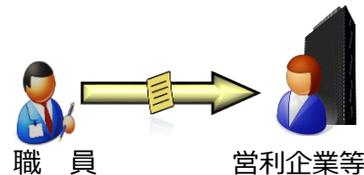


◆Q&A（用語の解説、よくある質問）◆

Q1 「求職活動」とはどのような行為を指しますか？

A1 営利企業等（※1）に対して、次の行為をすることを指します。

- 当該営利企業等の地位（役職）に就くことを目的として（※2）、
①御自身に関する情報（氏名・連絡先等）を提供すること、
②地位（役職）に関する情報の提供を依頼すること
- 当該営利企業等の地位（役職）に就くことを要求又は約束すること



- (例) ・ 自己の氏名・職歴・退職時期・連絡先の提供、職務内容や待遇等の求人情報の照会（※3）
・ 自らが地位に就くことの要求、約束

(地位は、常勤・非常勤の別、報酬の有無を問わず、雇用契約以外にも委任契約、業務委託などを含む。)

(※1) 営利企業等には、非営利の法人も含まれます。ただし、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人、特定地方独立行政法人は含まれません。

(※2) 目的の有無の判断については、積極的な意図、意欲までは必要ではなく、再就職につながるであろうことを認識し、そうなっても構わないと認容していれば足りるとされています（あっせん規制においても同じ。）。

(※3) 在職中にハローワークや求人サイト等を利用して、単に求人情報を閲覧・収集する行為については規制対象とはなりません。ただし、その際、利害関係企業等（→下記Q3で解説）に伝わることを認識した上で自己の情報を登録し、その情報が、個人を特定できる形で、かつ利害関係企業等への再就職を意図する形で伝わった場合には、上記①や②に該当し、求職活動規制違反となり得るため、注意が必要です（利害関係企業等に伝わる可能性が無ければ問題ありません。）。登録情報の取扱いについては、事前にしっかりと確認しておくようにしましょう。

Q2 「本省課長補佐級以上に相当する職員」とはどのような職員ですか？

A2 次のいずれかに該当する職員です。

- ・ 行政職俸給表（一）の職務の級の5級以上の職員及び他の俸給表でこれに相当する職員
- ・ 任期付職員法第7条第1項に規定する俸給表の適用職員（特定任期付職員）
- ・ 任期付研究員法第6条第1項に規定する俸給表の適用職員（招へい型任期付研究員）

Q3 「利害関係企業等」とはどのような企業等を指しますか？

A3 職員が職務として携わる（※1）「①許認可等、②補助金等の交付、③立入検査・監査又は監察、④不利益処分、⑤行政指導、⑥契約（※2）、⑦犯罪の捜査・公訴の提起・刑の執行」の事務の相手方である営利企業等（※3）を指します。

(※1) あくまで職員の、求職時点での職務との関係で判断するものであり、所属する府省の所管業界が一律に利害関係企業等になるわけではありません。

(※2) 契約の総額が二千万円未満のもの等は除く。

(※3) 利害関係企業等の該当性については、支社等を含む営利企業等の組織全体を一つの単位として判断されます。

例えば、職員が、A社の東京支社の営業部門のみとの契約に関する事務に携わっている場合であっても、A社全体が当該職員にとっての利害関係企業等となります。

Q4 再就職したいと考えている企業が利害関係企業等に該当するため、再就職等監視委員会に例外承認の申請を行ったが、もし承認されなかった場合には、どのような扱いを受けますか？当該企業には二度と求職活動ができなくなるのでしょうか？

A4 承認されなかった場合は、公務の公正性やそれに対する国民の信頼を損なうおそれがあるため、当該利害関係企業等への求職活動を行うことはできませんが、申請したことをもってその他の不利益な取扱いを受けることはありません。

また、当該利害関係企業等に対しても、利害関係企業等に該当しなくなった時点（例：上記Q3⑥に該当する契約期間が終了した。異動により当該職務として自身が携わらなくなった。任期が満了し国家公務員を離職した。）から、求職活動を行うことができます。

(次ページに続く)

なお、再就職等監視委員会は、次のいずれかに該当し、かつ、当該求職活動が「公務の公正性を損ねるおそれがない」と認めた場合には、承認を行います。

- ①利害関係企業等が、承認申請をした職員の有する高度の専門的な知識経験^(※)を必要とする当該企業等の地位に就く依頼をしている場合において、当該職員が当該地位に就こうとする場合（現に当該利害関係企業等に対して立入検査等を行っている場合などは除きます。）
- (※) 例えば、以下のようなものが該当すると考えられます（職務上の関係性、一定の職務経験年数又は職制上一定以上のポストの就任経験は、必ずしも必要ではありません。）
 - ・ 弁護士、公認会計士等の資格を有する職員が公務内外における実務を通じて得た高度の専門的な知識経験
 - ・ 大学の教員、研究所の研究者等で特定の分野において高く評価される実績を挙げた職員が有する当該分野の高度の専門的な知識経験
- ②承認申請をした職員が、利害関係企業等との間で職務として携わる事務について、当該職員の裁量の余地が少ないと認められる場合
- ③利害関係企業等の地位に就く者を広く一般から公正かつ適正な手続により選考する募集に対して応募を行う場合
- ④職員が利害関係企業等を経営する親族からの要請に応じ、その地位に就く場合（家業を継ぐ場合等）

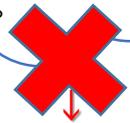
◆ワンポイント◆

もうすぐ任期満了を迎えます。
以前所属していた民間企業に再就職しようと思うのですが、求職活動規制の対象になるのでしょうか…？



任期付職員

元いたところに戻るだけだし、問題ないよね。



場合によります。



人事担当者

在職中の職員が利害関係企業等に対して行う求職活動が規制対象となります。以前所属していた民間企業であるかどうかは関係ありません。

<規制対象外>

- ・ 採用される前に当該企業等と再就職の約束をしてきている場合
- ・ 離職後に当該企業への求職活動を開始して再就職する場合には、在職中の求職活動に該当しないので、規制の対象外です。

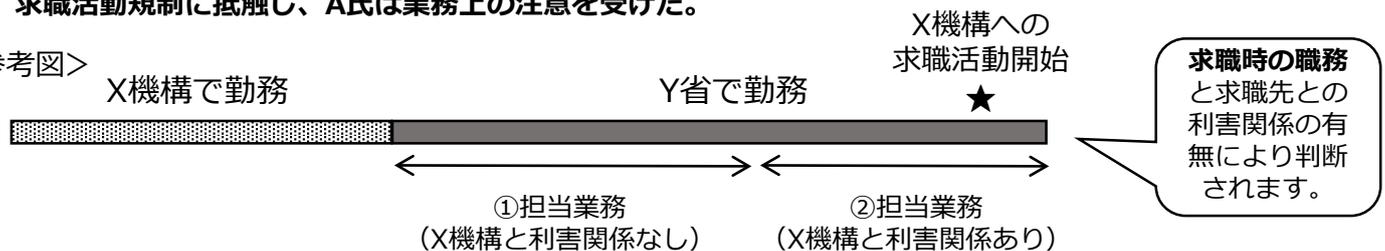
<規制対象>

事前の約束がなく、当該企業に対し在職中に改めて求職活動を行う場合には、当該職員が本省課長補佐級以上に相当し、当該企業が利害関係企業等であれば、求職活動規制の対象になります。

【実際に求職活動規制違反となってしまったケース】

- ・ X機構で雇用されていたA氏は、Y省に室長補佐（任期付職員）として採用された。
- ・ A氏がY省で働いている間、自身が担当する委託調査事業においてX機構と契約額2000万円以上の調査委託契約を締結^(※)
- ⇒本契約により、A氏の職務との関係で、X機構が「利害関係企業等」に該当
- ・ その後、A氏は、在職中に、再就職等監視委員会の事前承認の手続を経ずに、X機構が実施した職員公募に応募。
- ⇒当該応募は、X機構出身のA氏にとっても、「在職中」の「利害関係企業等」に対する「自己に関する情報の提供」に該当
- ・ 求職活動規制に抵触し、A氏は業務上の注意を受けた。

<参考図>



(※) 人事担当者の方へ

本ケースのように、任命権者が、任期付職員を採用前に勤めていた民間企業等に対する処分等又は契約の締結等の事務に従事させることは、任期付職員法の趣旨に反するものと考えられます。任期付職員の配置や従事する業務については、当該任期付職員の離職後の再就職等も視野に入れつつ適切に配慮をお願いいたします。

求職活動規制以外にも知っておくべき2つのルール

在職中

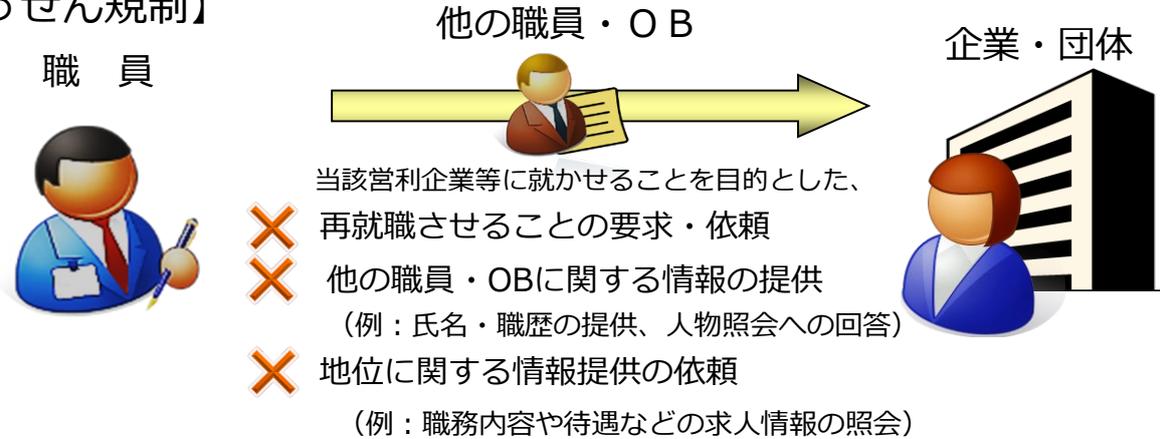
あっせん規制

離職後

働きかけ規制

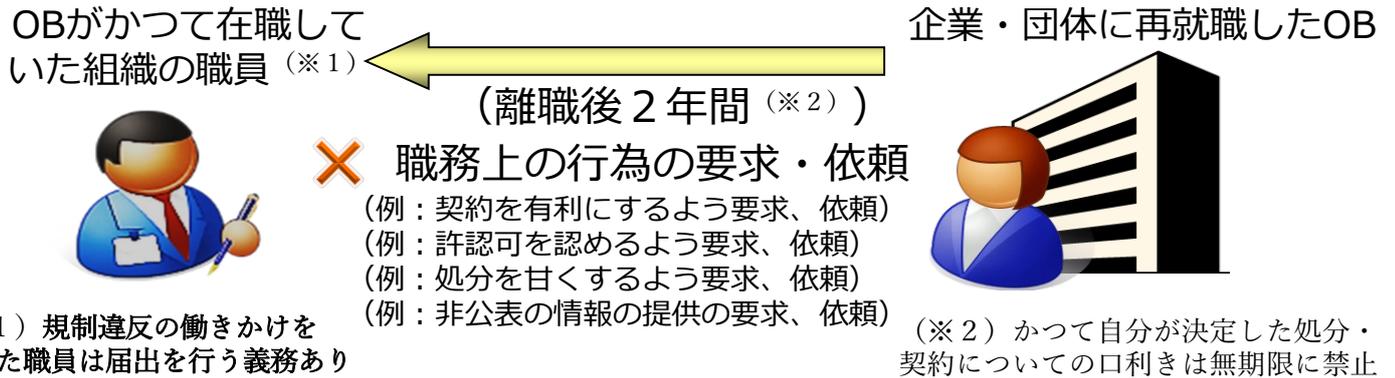
※求職活動規制同様、任期付職員や官民人事交流で採用された職員にも、常勤の一般職国家公務員として適用。

【あっせん規制】



▶ 営利企業等から依頼されて、職員又は職員OBの情報を提供することも禁止です(利害関係の有無を問わず)。
(例) ・行政経験のある人材の採用を検討していると民間企業に勤める友人から頼まれ、職員を紹介

【働きかけ規制】※職員OBが離職前に就いていたポストや働きかけの内容により規制範囲が変わります。



(※1) 規制違反の働きかけを受けた職員は届出を行う義務あり

(※2) かつて自分が決定した処分・契約についての口利きは無期限に禁止

【再就職等規制に違反した場合】

- 職員は懲戒処分の対象、OBは10万円以下の過料の対象
- さらに、不正な行為を伴う場合は刑事罰の対象

◎再就職等規制及び届出義務について、さらに詳細な内容を知りたい方は、こちらを御確認ください👉

- ・内閣人事局パンフレット“国家公務員が知っておかなければならない「再就職に関する規制」と「再就職情報の届出制度」”
- ・再就職等規制Q & A (再就職等監視委員会HPに掲載)

所属省庁の人事担当者連絡先(再就職等規制に関する疑問はまずこちらへ)

(所属省庁の人事担当者等が以下に記入の上、対象者にお渡しください。)

【所属する部局】

【担当者】

氏名：

E-mail：

電話番号、内線等：